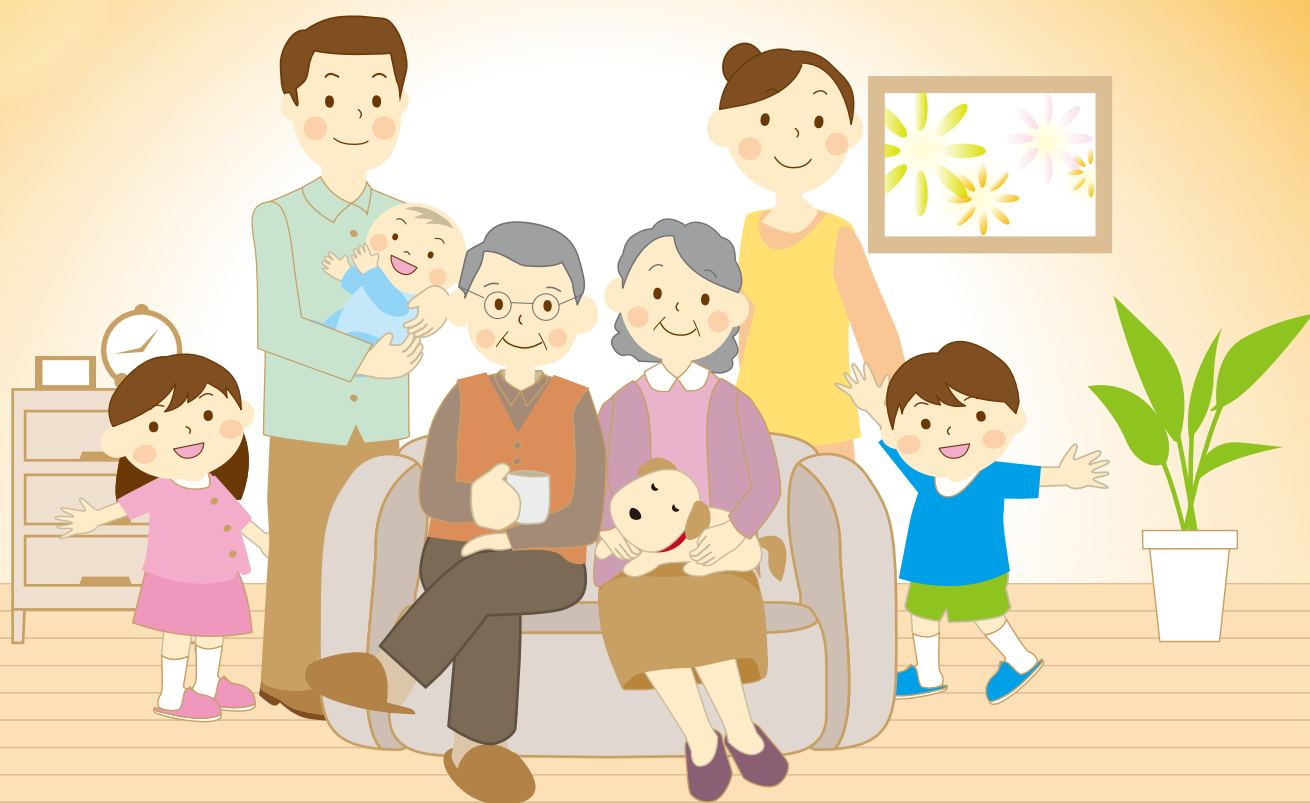


名古屋市 認知症の人と家族が 安心して暮らせる まちづくり条例

令和2年(2020年)
4月1日 施行



認知症は誰もがなり得る身近な病気である
という認識の下、認知症の人と家族をはじめ、
すべての市民が安心して暮らせるまち・なごやの
実現を目指します！

名古屋市

条例のポイント

▶ 基本となる考え方 ◀

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念を定めています。(第3条)

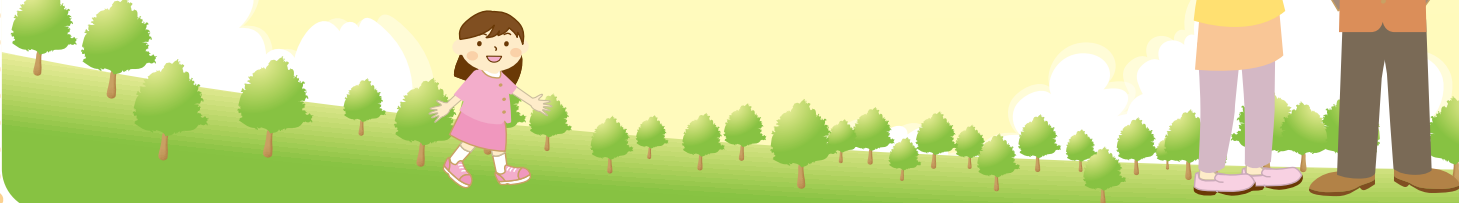
- 認知症の人の尊厳が保持され、意思が尊重され、認知症の人と家族が自分らしく暮らせるまちの実現を目指すこと。
- 認知症の人と家族が、それぞれの置かれている状況に応じ、その人とその家族に寄り添った支援を切れ目なく受けられること。
- 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市や市民、事業者、関係機関は相互に連携して、市全体で認知症に関する取組みを推進すること。

▶ 市の責務と市民、事業者、関係機関の役割 ◀

市の責務と市民や事業者、関係機関の役割を定め、お互いに連携・協力しながら認知症に関する取組みを進めます。(第4条～第7条)

- 市は、認知症の人と家族が必要としていることを把握するとともに、市民、事業者、関係機関と連携・協力し認知症施策を総合的に推進します。
- 市民は、認知症についての正しい知識と理解を深めるとともに、日常生活において認知症の予防※に努めます。
- 事業者は、従業員が認知症についての正しい知識と理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めます。
- 市民や事業者は、認知症の人と家族の悩み、不安等気づいたときは、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めます。
- 関係機関は、相互に連携し、認知症の人が、その人の状態に応じた適時・適切な医療・介護サービスを受けられるよう努めます。

※本条例において「認知症の予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。



▶ 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策 ◀

認知症に関する市の取組みを定めています。(第8条～第13条)



市民の理解の促進

- 認知症サポーター※の養成を進めます。



認知症の予防と 早期発見の推進



- 認知症予防の取組みを普及します。
- もの忘れ検診を実施します。



医療・介護提供体制 の充実

- 専門的な医療機関や介護サービス提供事業所を充実させます。
- 医療・介護従事者の認知症対応力を向上させます。

事故の防止と救済



- 行方不明になった認知症の人を早期に発見するための取組みを実施します。
- 認知症の人による事故の損害を補償する制度を実施します。



地域における 相談支援の充実

- いきいき支援センターなどで相談支援を実施します。
- 認知症の人同士、家族同士のピアサポート※の取組みを進めます。
- 若年性認知症の人と家族への支援を進めます。

権利擁護の充実



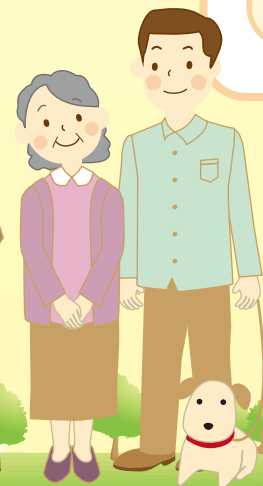
- 認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるよう取組みを進めます。
- 成年後見制度※の利用を促進します。



※「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域などで認知症の人やその家族を手助けする人のことです。

※「ピアサポート」とは、同じ症状や悩みを持ち、同じような立場の人同士の相互支援のことです。

※「成年後見制度」とは、認知症などにより判断能力が不十分な人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)が、財産管理や日常生活での様々な契約等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援する制度です。



名古屋市からのお知らせ

認知症は早めの気づきが大切です。

名古屋市

ものの忘れ検診

を受けましょう

対象者	受診する年度に 65歳以上になる市民
実施場所	市内の協力医療機関(令和2年3月現在482か所)
自己負担	無料
受診回数	年度に1回
検診内容	問診による認知機能検査 ※この検診は、認知機能の低下について、簡易的に検査するものであり、認知症の診断を行うものではありません。

※あらかじめ協力医療機関に予約し、当日は保険証などの住所、生年月日がわかるものを持参して受診してください。

検診を実施する協力医療機関や精密検査を実施している医療機関は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 もの忘れ検診

検索

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000122737.html>



お問い合わせは **年中無休** **朝8時から夜9時まで** よくある質問は

こちらから→

名古屋おしえてダイヤル 052-953-7584

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



LINEからもお問い合わせください。

年中無休

24時間

自動応答

LINE@「@nagoyacity」
「おしえて」と入力してください



認知症に関することは…

『いきいき支援センター』 にご相談ください!

【開設時間】
月～金曜日
(祝日・年末年始除く)
午前9時
午後5時

「いきいき支援センター(名古屋市地域包括支援センター)」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

いきいき支援センターの連絡先については「いきいき支援センター【一覧】」をご覧ください。

認知症の人を介護するご家族を支援します。

家族教室、家族サロン、医師の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施しています。

認知症の早期発見・早期対応に向けた支援を行います。

医療と介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問などによる支援を通じ自立生活のサポートをします。

認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に集い、楽しく過ごす場として市内に200か所以上ある「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行っています。

※お住まいの地域にある認知症カフェについては担当地域のいきいき支援センターにお問い合わせください。

その他、健康や介護など高齢者のみなさまのさまざまな相談に応じます。

健康・福祉・介護など高齢者の総合相談窓口です。介護予防や孤立しがちな方への見守り支援、高齢者虐待や消費者被害の相談支援も行っています。



名古屋市認知症コールセンター

お気軽に
ご相談ください!

TEL 052-734-7089

- 介護経験者や社会福祉士などの専門職が電話で対応いたします。
- 相談料は **無料** です。(通話料がかかります。)
- お近くのいきいき支援センターでも相談に応じていますのでご利用ください。

受付時間

月・水・木・金

10:00～16:00

火

14:00～20:00

祝日・年末年始除く

いきいき支援センター【一覧】

※開設時間:月～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前9時～午後5時

名 称	所 在 地	電話番号	担当地域(小学校区)
千種区東部いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1F	781-8343	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
千種区西部いきいき支援センター	千種区西崎町2-4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区いきいき支援センター	東区泉2-28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236	区内全域
北区東部いきいき支援センター	北区平安2-1-10 第5水光ビル2F	991-5432	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北区西部いきいき支援センター	北区清水4-17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
西区北部いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1F	505-8343	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西区南部いきいき支援センター	西区花の木2-18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079	稻生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
中村区北部いきいき支援センター	中村区名楽町4-7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
中村区南部いきいき支援センター	中村区豊国通1-14	483-6866	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中区いきいき支援センター	中区上前津2-12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674	区内全域
昭和区東部いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなカスクエア3F	861-9335	伊勝、川原、滝川、広路、八事
昭和区西部いきいき支援センター	昭和区御器所3-18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
瑞穂区東部いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3-18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
瑞穂区西部いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1-18 シティアーク1F	872-1705	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田区いきいき支援センター	熱田区神宮3-1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195	区内全域
中川区東部いきいき支援センター	中川区八幡本通2-27 コーポ中野1F	354-8343	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川区西部いきいき支援センター	中川区小城町1-1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
港区東部いきいき支援センター	港区港栄2-6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568	稲永、大手、港栄、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港区西部いきいき支援センター	港区寛政町6-25 ※令和2年7月 寛政町6-40へ移転	381-3260	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明德
南区北部いきいき支援センター	南区桜台1-1-25 桜ビル1階	811-9377	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道德、豊田、明治、呼続
南区南部いきいき支援センター	南区前浜通3-10 南区在宅サービスセンター内	819-5050	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区東部いきいき支援センター	守山区小幡南1-24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
守山区西部いきいき支援センター	守山区瀬古東2-411	758-5560	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区北部いきいき支援センター	緑区鳴子町1-7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
緑区南部いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区北部いきいき支援センター	名東区上社1-802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
名東区南部いきいき支援センター	名東区にじが丘2-7 アーバンフレックス西2号棟	720-6121	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区東部いきいき支援センター	天白区原1-301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555	相生、植田、植田北、植田東、植田南、しまだ、高坂、原、平針、平針北、平針南
天白区西部いきいき支援センター	天白区大坪2-604	839-3663	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根